

件名	県立学校における授業料その他の費用の徴収条例及び県立高等学校における通信教育入学料及び受講料等の徴収条例の一部を改正する条例
主管課	高校教育課
根拠法令等	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）
<p><b>【改正の概要】</b></p> <p>平成22年4月1日から、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」が施行されたことに伴い、同法に規定する公立高等学校において授業料を徴収しないこととするため、関係する条例の一部を改正するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 県立学校における授業料その他の費用の徴収条例の一部改正  県立学校における授業料（高等学校の専攻科に係るものを除く。）を徴収しないこととするもの</li> <li>2 県立高等学校における通信教育入学料及び受講料等の徴収条例の一部改正  通信教育の受講料を徴収しないこととするもの</li> </ol>	
施行日	公布の日（改正後の規定は、平成22年4月1日から適用）
<p><b>【その他参考事項】</b></p>	